

評価指標と目標値	行動目標	評価指標	《年度単位》				令和6年度までの目標値	
			策定時 数値	策定時 目標値	中間評価 時数値	評価	目標値	中間評価数値の出典/目標値の考え方
<p>【青・壮】【高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙及び受動喫煙に関する正しい知識を獲得する</li> <li>喫煙をやめたいと思っている人が禁煙できる</li> </ul>	喫煙者の割合	男性	21.4%	19.3%	21.1%	C	19.3	H30KDB/策定時目標継続
		女性	4.0%	3.6%	4.5%	C	3.6	H30KDB/策定時目標継続
	妊婦の喫煙者の割合		8.8%	0%	5.3%	B	0	H27~29/策定時目標継続
	肺がんの死亡率(SMR:標準化死亡比)	男性	70.2	減少	101.5	D	減少	H25~29SMR/策定時目標継続
		女性	90.1	減少	70.6	A	減少	H25~29SMR/策定時目標継続
	COPD【慢性閉塞性肺疾患】の死亡率(SMR:標準化死亡比)	男性	151.9	減少	179.0	D	減少	H25~29SMR/策定時目標継続
		女性	205.3	減少	0.0	A	減少	H25~29SMR/策定時目標継続
	公共施設の禁煙実施率		100%	維持	100%	A	維持	H30/策定時目標継続
	公用車の禁煙実施率		100%	維持	100%	A	維持	H30/策定時目標継続
	たばこ対策関連の情報発信回数(住民への周知活動)	広報等	新規			5	-	増加
展示等		2				-	増加	H30/新規目標
現状	データの読み取りと取り組みの現状		評価	項目数	割合	分析からみえる重点課題		
	<p>1. 評価では改善以上が55.5%と過半数を占める結果となったが、喫煙の健康被害関係の指標の改善は道半ば。これらは、長期目標であり設定目標の達成時期が不透明になっていること、また肺がんSMRの低下等がたばこ対策の成果と判断できる根拠に乏しいこと、有意差の有無等について、評価の際には留意すべき点と考えられる。</p> <p>2. 改正健康増進法により、受動喫煙対策の必要性の認知が高まっており体制整備に向けた新たな取り組みが求められることから、町内の動向を整理しておくべきと思われる。</p> <p>3. 新型たばこは、正確な情報提供が欠落したまま急激な広がりをみせており、情報発信が必要な状況にある。</p> <p>4. 改正健康増進法の一部施行に伴い2019年7月より、本町でも役場庁舎等の第1種施設が敷地内禁煙となったが、関連課題への対応から体制の再検討が行われ2020年2月より屋外喫煙所が設置されるなど、対策の経過を注視した長期的な取り組みが求められる。</p>			全数	9	100.0%	<p>◆事業量に関する評価指標がなく、法改正に伴う体制整備の取り組みの可視化が求められる。</p> <p>さらに、たばこに対する認識の相違が大きいことから、対策を講じる為の正確な情報発信が重要といえる。</p> <p>◆受動喫煙対策の過渡期であり、社会情勢に対応した取り組みの推進に留意する必要がある。</p>	
				A(達成)	4	44.4%		
				B(改善)	1	11.1%		
				C(不変)	2	22.2%		
				D(悪化)	2	22.2%		
				評価不適	0	0.0%		
評価と現状からの分析								
分析		<p>①禁煙対策、受動喫煙対策にかかる情報提供は健康づくり風土の醸成に大きな影響を持つと考えられることから、啓発事業量の推移についても指標化し評価対象とする必要があるのではないと思われる。</p> <p>②法改正に伴って、受動喫煙対策をはじめとするたばこ対策は新たなステージに入ったと考えられ、社会情勢の動向を把握し必要となる取り組みの展開が求められる。</p>						
対策	実施者	内容	状況		今後の取り組み			
	1. 行政ができること	①公共施設、公用車の禁煙率を維持する	→現在、維持継続。		<p>◆7月の改正健康増進法の施行に合わせ、住民周知のための広報(折込みチラシ)を行う。</p> <p>また、たばこに関する正しい情報発信を継続的に実施する。</p> <p>◆薬剤師会の協力を求め、事業化を模索する。</p> <p>◆役場内において、改正健康増進法にのっとった受動喫煙対策のための検討会議等の機会に参画する。</p>			
		②広報誌等にてたばこ対策について掲載する	→折込みチラシにて1回以上/年掲載。					
		③がん検診、妊娠届出時、たばこの健康被害に関するパンフレットを配布する	→禁煙相談窓口などの禁煙手段の啓発も実施。					
		④健康相談の場で喫煙の害や禁煙に関する情報を提供する	→健康相談利用者への禁煙指導を実施。					
		⑤未成年の喫煙防止の為、家庭、学校と連携し正しい知識の普及を行う	→中学校を通じて、生徒への禁煙啓発を含む冊子を配布しています。					
		⑥妊娠届出時に喫煙および受動喫煙の状況を確認し、禁煙に関する情報提供を行う	→本人喫煙並びに周囲喫煙についての禁煙指導も併せて実施している。					
		⑦事業所、企業等へ喫煙の害、禁煙に関する情報提供および健康教育をする	→商工会への情報提供を実施している。					
		⑧禁煙支援医療機関について情報提供する	→がん検診受診者、禁煙希望者への情報提供を実施している。					
2. 他部署と連携を要すること	①町内医療機関等の施設内禁煙実施を継続する	→継続中。健康増進法の改正に係る協議のため、役場内で関係部署による検討会議を開催。		<p>◆改正健康増進法に則り、対策の実施に向けた情報収集及び関係部署への情報提供を行う。</p>				
	②公共施設の禁煙実施を継続する	→継続中。						
	③学校や地域(家庭)と連携し、小中学校での喫煙防止教育を実施する	→小学校の保健授業で防煙教育を実施。						
	④関係機関が連携し、喫煙防止の取り組みを推進する	→ポスター掲出等、啓発協力を得ている。						
3. 個人(ひとりひとり)ができること	①喫煙と生活習慣病やCOPDの関係を理解する			<p>◆今後も、広報やポスター掲出等での周知啓発に努める。</p>				
	②禁煙に取り組んでいる者の家族や職場など周囲の者が協力する							
	③禁煙にチャレンジする							
	④受動喫煙の健康被害について理解する	→広報折込みチラシの活用						